

公益財団法人 北九州産業学術推進機構 中小ものづくり企業における産業用ロボット導入  
検証支援事業実施規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「革新的ロボットテクノロジーを活用したものづくり企業の生産性革命実現プロジェクト」の一環として、中小ものづくり企業への産業用ロボットの導入を促進するため、公益財団法人北九州産業学術推進機構（以下、「機構」という。）が実施する産業用ロボット等の導入事前検証事業、及び産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業に関する補助金の交付手続きを定め、もってその業務の適正な処理を図るものである。

(補助金の対象者)

第2条 この補助金の対象者は、北九州市内に事業所を有する者のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の1号から4号に規定する中小企業者であって、製造業に属する事業を営むもの。
- (2) 専門家の指導を受けるなどし、生産性の向上に関する計画を作成し、又は作成を予定しているもの。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、この項において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下、この項において「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 法人の場合にあつては、その役員のうち暴力団員がいないこと。
- (6) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
- (7) 自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

## 第2章 産業用ロボット等の導入前検証事業

(対象事業)

第3条 産業用ロボット等の導入前検証事業は、産業用ロボットをはじめとした先端設備（以下、「産業用ロボット等」という。）の導入による生産性の向上を図ることを目的とし、産業用ロボット等の導入による費用対効果の算出、生産工程の分析及びロボットシステムの検討などを行う事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長（以下、「理事長」という。）は、第3条で定める事業を実施するために必要な経費のうち、当該補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）について予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

3 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する会計年度の2月末日までとする。

（補助金額）

第5条 補助金額は、1件あたり単年度200万円以内とする。

### 第3章 産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業

（対象事業）

第6条 産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業は、産業用ロボット等の導入による生産性の向上を図ることを目的とし、中小ものづくり企業における生産工程において、産業用ロボット等をこれまで未活用の領域に導入し、中小ものづくり企業に共通する課題の解決するモデルを創出する事業とする。

（補助対象経費及び補助率）

第7条 理事長は、補助対象経費について予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

3 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する会計年度の2月末日までとする。

（補助金額）

第8条 補助金額は、1件あたり単年度800万円以内とする。ただし、直接人件費は補助金額の100分の20以内とする。

### 第4章 申請及び交付決定

（補助金交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとするもの（以下、「申請者」という。）は、次の書類を理事長が定める期日までに提出しなければならない。

（1）産業用ロボット等の導入前検証事業申請書又は産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業申請書

（2）その他理事長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定に基づき申請するにあたり、補助金にかかる消費税及び地方消

費税にかかる仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して、申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りではない。

- 3 申請者は、北九州市及び機構等が交付する他の補助金の交付決定を受けているもの又は交付申請を行っているものと、同一又は同一とみなされる内容については申請することができないものとする。

（補助金の交付審査及び決定）

第 10 条 理事長は、前条第 1 項の規定により申請があったときは、当該申請にかかる書類等及び必要に応じて行う現地調査等により内容を審査し、適当と認められたときは交付決定を行い、申請者に通知するものとする。また、不適当と認められたときも、その旨を通知するものとする。

- 2 交付決定にかかる審査要領及び審査基準は、別途、理事長が定めるものとする。

（事業実施計画書等の提出）

第 11 条 前条第 1 項の規定により交付決定を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、次の書類を理事長が定める期日までに提出し、理事長の承認を得るものとする。

- (1) 産業用ロボット等の導入前検証事業実施計画書又は産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業実施計画書
- (2) その他理事長が必要と認める書類

（補助対象事業の中止・廃止・変更等）

第 12 条 補助事業者は、第 10 条第 1 項に基づき決定の通知を受けた対象事業の内容について、中止、廃止又は変更（軽微な変更を除く。）するときは、あらかじめ理事長へ報告し承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定に基づく報告が適切であると認め、これを承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第 13 条 理事長は、補助事業者が補助事業に関して次の各号の一に該当したと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、その他の必要な措置を講じることが出来る。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
  - (2) 補助金等を他の用途に使用したとき
  - (3) その他補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの規程に基づく理事長の指示に違反したとき
  - (4) その他理事長が定める行為を行ったとき
- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第1項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、取消しにより補助事業者に損害が生じて、機構はその損害の賠償の責めを迫らないものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から10日以内に産業用ロボット等の導入前検証事業実績報告書又は産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

## 第5章 経理事務

(経理)

第15条 補助事業者は経理について、補助対象事業以外の経理と明確に区別し、その収支状況を会計帳簿により明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助対象事業の完了した日(補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日)の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(補助金額の確定)

第16条 理事長は、第14条の規定による実績報告があった場合は、実績報告書及び必要に応じて行う現地調査等により内容を審査し、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第17条 理事長は、第13条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取消したとき、補助事業者の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者は、第13条第1項の規定により交付の決定の取消しを受け、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、法令及び北九州市規則に基づく違約

加算金を理事長に納入しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納入期限までに納入しなかったときは、法令等に基づく延滞金を理事長に納入しなければならない。

## 第6章 その他

### (是正措置)

第19条 理事長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置を命ずるものとする。

### (財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助対象事業による取得財産等について、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助終了後5年以内の期間において、取得価格が50万円以上の財産を処分しようとするときは、あらかじめ理事長と協議し、その承認を受けなければならない。

### (知的財産権等に関する届出)

第21条 補助対象事業により生じた発明、考案等の成果については、補助事業者と理事長に別段の合意があるときを除き、補助事業者に帰属する。

- 2 補助事業者は、前項の成果について、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下、「知的財産権」という。）を出願、取得、譲渡又は実施権の設定等をした場合は、遅滞なく理事長に届け出なければならない。

### (報告)

第22条 補助事業者は、補助対象事業期間中において、理事長の求めに応じ、申請書等の記載にかかる事項その他必要と認める事項について報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業終了後、理事長の求めに応じ、成果等について報告しなければならない。

### (事業状況の報告)

第23条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、理事長の求めに応じて、過去一年間の事業状況について報告しなければならない。

(成果の発表)

第 24 条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

2 補助事業者は、理事長が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(委任)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和元年 6 月 3 日から施行する。

附則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

補助対象の経費区分	内容	補助率
検証経費	先端設備の導入に向けた企画構想や技術検証、費用対効果、導入計画作成に要する経費	対象経費の 2 / 3 以内
検証に伴う付帯経費	企画構想や検証に伴い必要となる経費	
その他	ここに掲げるものの他、理事長が特に必要と認める経費	

別表（第 7 条関係）

補助対象の経費区分	内容	補助率
検証経費	先端設備の未活用領域への本格導入に向けた設備装置の実証に要する経費	対象経費の 2 / 3 以内
検証に伴う付帯経費	上記実証に伴い必要となる経費	
その他	ここに掲げるものの他、理事長が特に必要と認める経費	